

## 静岡県告示第154号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和2年3月10日

静岡県知事 川勝平太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称名4F-MDMB-BINACA)	令和2年3月9日
N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-N-フェニルペンタンアミド及びその塩類 (通称名Valeryl fentanyl)	令和2年3月9日
(8R)-1-アセチル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類 (通称名ALD-52, 1-Acetyl-LSD)	令和2年3月9日
1-(1, 3-ベンゾジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称名N-Butylpentylone)	令和2年3月9日

### 2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。